

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 (各月用)

常務理事	事務長	課長	課長代行	係長	係

標準報酬月額上限額は、「360千円」です。

太枠内のみご記入ください。

【資格取得要件について】

- 被保険者でなくなった日の前日までに、継続して2箇月以上の被保険者であったこと。
- 被保険者でなくなった日から20日以内に申請しなければならないこと。
- ただし、初回保険料を当組合が指定する日までに納付しない場合は、資格を取り消します。
- 保険証発行までの流れにつきましては、下記をご参照ください。

印欄は、記入しないでください。
 この申請書は、FAX送信(03-3662-9955)でもかまいません。
 この申請書は、保険料を各月により納付される方のみ使用してください。保険証交付の際、初回保険料から、各月用納付書が送付されます。
 申請に関してわからないことがある時は、業務課(03-3662-9951)までお問合せください。

健康保険被保険者証記号・番号	記号 番号	決定番号	【資格取得要件について】 ◇ 被保険者でなくなった日の前日までに、継続して2箇月以上の被保険者であったこと。 ◇ 被保険者でなくなった日から20日以内に申請しなければならないこと。 ただし、初回保険料を当組合が指定する日までに納付しない場合は、資格を取り消します。 保険証発行までの流れにつきましては、下記をご参照ください。												
資格喪失年月日 (退職日の翌日を記入)	平成・令和	年	月	日	資格喪失時の標準報酬月額	千円	決定標準報酬月額	千円							
資格喪失日前まで被保険者として使用されていた事業所	名称	所在地	資格喪失日前まで被保険者として使用されていた事業所での資格取得年月日				昭和・平成・令和	年	月	日	性別			男・女	
組合の名称	伊藤忠連合健康保険組合				自動振替は、こちらの申請書とは別に【預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書】が必要となります。当組合ホームページからダウンロードいただくか、保険証を送付する際に同封いたしますので、ご希望の方はご記入いただき当組合へお送りください。										
保険料納付方法	各月(自動振替)														
給付金等の振込み口座 (当組合より給付金等を振込みする際に使用いたしますので本人名義の口座をご記入ください。)	(フリガナ)	(フリガナ)	普通	口座番号											カタカナでご記入ください。
	銀行番号:	店番号:													
	銀行	支店													
引続き被扶養者として加入する場合のみご記入ください。また、別世帯で居住する被扶養者には、で囲んでください。	性別	被扶養者氏名	生年月日	続柄	性別	被扶養者氏名	生年月日	続柄	当月分の保険料内訳						
	男女		SH R	・	・		男女		SH R	・	・		一般保険料	円	
	男女		SH R	・	・		男女		SH R	・	・		調整保険料	円	
	男女		SH R	・	・		男女		SH R	・	・		介護保険料	円	
													合計保険料	円	
													入金日	令和 年 月 日印	
上記のとおり申請します。															
令和 年 月 日															
伊藤忠連合健康保険組合 理事長 殿															
〒								電話	()						
申請者の住所															
申請者の氏名							生年月日	年	月	日生	(満 歳)				
あなたは、会社を退職後インターネット(携帯は除く)の利用できる環境をお持ちですか。「はい」と回答された方には、後日仮パスワード通知書をお送りします。													はい・いいえ		

【保険証発行までの流れ】申請書を送付又はFAX 在職時の保険証を事業所へ返却 事業所が喪失届と保険証を当組合宛送付 喪失の処理後、新保険証・納付書・案内文をご自宅へ送付